

各私立幼稚園設置者様

各幼稚園型認定こども園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和2年度大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について(通知)

標記について、国庫補助金を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行いますので、以下の事業を実施または実施を予定している園は、事業計画書を提出してください。

記

- ① 対象事業 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(新型コロナウイルス感染症対策)
(※国の実施要領③イ(令和2年度補正予算(第3号))にかかる事業に限る)
※新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品(子ども・教職員用マスク、消毒液等)の購入および新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応(※対象期間に制限あり、詳細は ⑤対象期間 を参照のこと)
- ② 対象園 私学助成を受ける幼稚園、施設型給付を受ける幼稚園、幼稚園型認定こども園
- ③ 補助上限 施設の認可定員規模(令和2年5月1日現在)に応じた額(既内定額は含まない)
・認可定員19人以下 1施設あたり300千円
・認可定員20人以上59人以下 1施設あたり400千円
・認可定員60人以上 1施設あたり500千円
- ④ 負担割合 国10/10(予定) ※負担割合は変更される場合がありますので予めご了承ください
- ⑤ 対象期間 令和3年1月1日から令和3年3月31日までに実施する事業に限る
- ⑥ 提出書類 事業計画書(様式)
- ⑦ 提出方法 ①インターネット申請 および ②郵送
- ⑧ 提出期限 ①令和3年2月5日(金)正午まで(厳守) および ②令和3年2月8日(月)当課必着
- ⑨ 留意点 ★補助対象範囲については、別添のFAQおよび文部科学省作成Q&Aをよくご確認ください。
※FAQおよび文科省Q&Aに記載のある内容についてのお問い合わせはお控えください。
★「保健衛生用品」については、継続的に必要となる消耗品を対象とし、一度購入すれば一定期間使用可能な物品(空気清浄機や体温計等の備品に類するもの)は、今回の募集では原則として対象外とします。
★「かかり増し経費」のうち、手当等の人件費については、預かり保育を実施した場合にかかる経費のみ対象とします。
★本事業計画書に記載された内容を基に、内示を行います。
原則、内示額を上回る交付申請は出来ません。
★本事業計画書の提出をもって、補助金交付が確定されるわけではありません。

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 野田
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43
TEL :06-6210-9273
E-mail: shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp